

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和5年8月の台風第6号の被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が延長される旨の発表がありました。

<2023年8月8日発表>

[自動車検査証の有効期間を延長します（国土交通省九州運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2023年8月9日発表>

[自動車検査証の有効期間を延長します（国土交通省九州運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 延長対象の地域】

<第1群>

【鹿児島県】

奄美市、大島郡

<第2群>

【鹿児島県】

奄美市、大島郡を除く地域

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

延長対象地域	対象契約
第1群	自動車検査証の有効期間の満了が2023年8月7日から2023年8月8日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2023年8月7日から2023年8月9日までの保険契約</u>
第2群	自動車検査証の有効期間の満了が2023年8月9日の自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2023年8月10日の保険契約</u>

◆検査対象外車

延長対象地域	対象契約
第1群	保険期間の終期が2023年8月7日から2023年8月9日までの保険契約
第2群	保険期間の終期が2023年8月9日から2023年8月10日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

◆伸長対象地域が第1群

対象		使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 	伸長対象地域内	有	○ (2023年8月9日まで)	○ (2023年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	○ (2023年10月31日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○ (2023年8月9日まで)	○ (2023年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 	—	—	○ (2023年8月9日まで)	○ (2023年10月31日まで)

◆伸長対象地域が第2群

対象		使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 	伸長対象地域内	有	○ (2023年8月10日まで)	○ (2023年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	○ (2023年10月31日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○ (2023年8月10日まで)	○ (2023年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 	—	—	○ (2023年8月10日まで)	○ (2023年10月31日まで)

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。